

要 請 書

並行在来線への財政支援等について

平成22年10月27日

並行在来線関係道県協議会

〔 北海道・青森県・岩手県・長野県・新潟県・富山県
石川県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県 〕

並行在来線への財政支援等について

整備新幹線の開業に伴い、ＪＲ各社から経営分離された各地の並行在来線は、地域住民の日常生活に欠かすことのできない貴重な交通手段として極めて重要な役割を担っており、地元自治体を中心となって設置された第三セクター等により、引き続き運営されています。

しかしながら、現在、既に開業している、長野県、岩手県、青森県、熊本県、鹿児島県の各並行在来線区間は、開業時にＪＲ各社からの鉄道資産の購入や新たに必要となる施設整備の初期投資等に多額の地元負担が生じた上、収益性の低い区間のみが分離されたことなどから、極めて厳しい経営状況にあり、景気低迷による地方税収入の落ち込み等、地方公共団体の財政状況が引き続き厳しさを増す中、今後の鉄道の維持存続が強く危惧されています。

同様に、今後経営分離される予定の並行在来線区間についても、多額の初期投資や旅客需要の低迷等により、厳しい経営環境におかれることが想定されます。

一方で、各地の並行在来線は、地域住民の交通手段としての利用はもとより、例えば、多数の貨物列車が走行する国の物流政策上、極めて重要な区間や、幅広い地域の住民に利用されている寝台特急列車が走行する区間など、国民経済全体に多大な便益を与える重要な役割を担っています。

また、国で検討されている交通基本法の中でも、移動権の保障や低炭素化の推進などが基本的な考えとされています。

並行在来線は地域公共交通の基幹として、また、地域間を結ぶ幹線鉄道網として、国の運輸政策の中で引き続き維持存続すべきものであります。

国においては、現在、「整備新幹線問題調整会議」において、こうした状況を踏まえ鋭意検討が進められておりますが、各地の並行在来線が、将来にわたり安定的に維持・存続が図られるよう、次の事項について特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

- 一 並行在来線存続のため、地方負担の軽減、運行の在り方や支援策等について、整備新幹線問題検討会議等において検討を進め、これまでの枠組みの見直し・再検証を行い、ＪＲからの協力・支援のあり方や、鉄道・運輸機構の特例業務勘定の利益剰余金、並行在来線の赤字解消相当分も含まれているＪＲ貸付料の活用など幅広い観点からの財源確保の方策を含め、新たな仕組みを早急に講じていただくようお願いいたします。
- 一 ＪＲから譲渡される場合の鉄道資産については、無償譲渡、若しくはＪＲの簿価ではなく収益性に基づいた価格設定のルール化をお願いいたします。

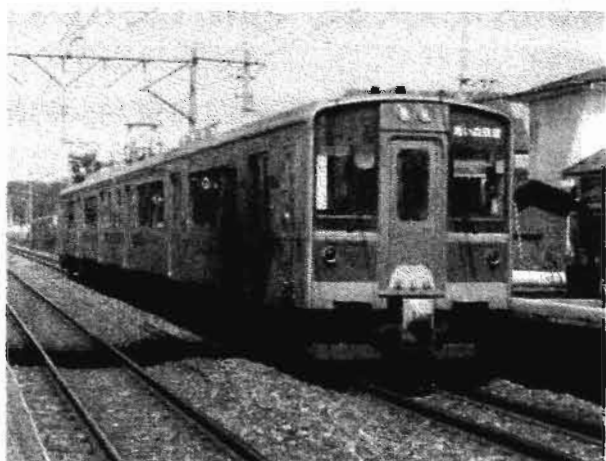
- 一 鉄道資産取得等の初期投資に対する助成措置（初期投資軽減のための交付金の創設、起債に対する交付税措置等）を講じていただくようお願いいたします。
- 一 J R からの譲受資産や新たに整備・取得した鉄道資産に対する税制特例の拡充（J R 三島特例並みの創設）を講じていただくようお願いいたします。
- 一 線路使用実態に見合った適正な貨物線路使用料制度（貨物線路使用料の増額、資金調達コストや固定資産税及び既存施設使用料等の対象経費化）となるよう見直しをお願いいたします。
- 一 経営維持のための赤字補填・運営費助成等の財政支援制度の創設とともに、地元負担に係る所要の地方財政措置を講じていただくようお願いいたします。
- 一 鉄道軌道災害復旧事業費補助制度について、災害認定要件の緩和など、制度の充実化を図っていただくようお願いいたします。
- 一 九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）整備に伴い、地方が維持することとなる在来線についても、上記と同様の措置を講じていただくようお願いいたします。

平成 22 年 10 月 27 日

並行在来線関係道県協議会

北海道知事	高橋	はるみ
青森県知事	三村	申吾
岩手県知事	達増	拓也
長野県知事	阿部	守一
新潟県知事	泉田	裕彦
富山県知事	石井	隆一
石川県知事	谷本	正憲
佐賀県知事	古川	康
長崎県知事	中村	法道
熊本県知事	蒲島	郁夫
鹿児島県知事	伊藤	祐一郎

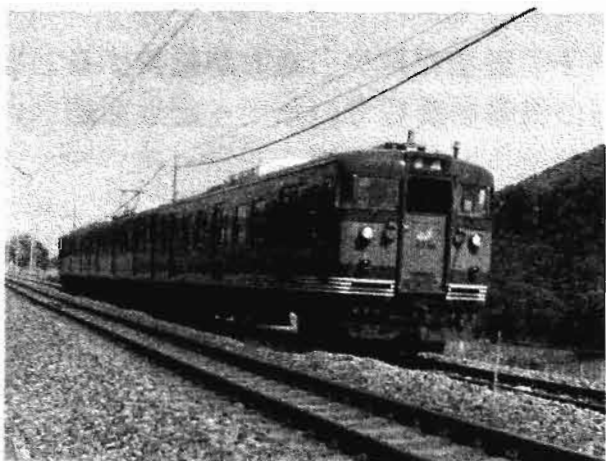
〔既にＪＲから経営分離され営業している全国の並行在来線〕



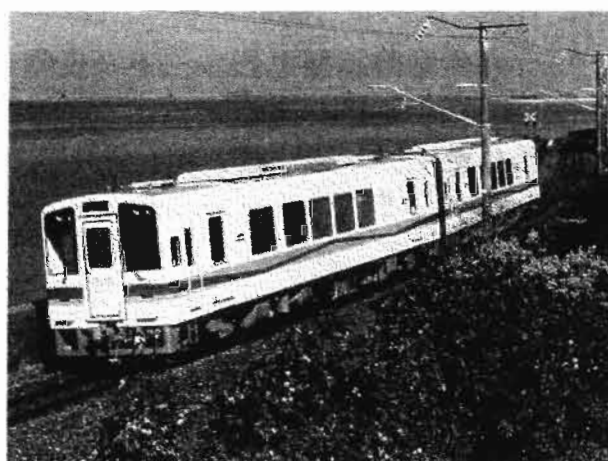
青い森鉄道（青森県）



IGRいわて銀河鉄道（岩手県）



しなの鉄道（長野県）



肥薩おれんじ鉄道（熊本県・鹿児島県）